

## 軽井沢町版レッドデータブック策定検討部会 会議録

1. 開催日時 令和6年8月20日（火）  
13：30～15：40
2. 開催場所 軽井沢町役場 第3・4会議室
3. 出席者  
委員：A委員、B委員、C委員、D委員、E委員、F委員、  
G委員、H委員  
理事者：副町長  
オブザーバー：自然保護審議会長  
事務局：事務局A、事務局B、事務局C、事務局D
4. 協議事項  
(1) 軽井沢町版レッドデータブックの策定について  
(2) その他
5. 傍聴人数 1名
6. 議事内容 以下のとおり

## 1. 開 会

【事務局A】 (●●●●●●)

お忙しいところご出席いただきありがとうございます。【事務局A】（●●●●●●）でございます。会議冒頭の進行を務めさせていただきますが、よろしくお願いいたします。

定刻となりましたので、ただいまから、軽井沢町版レッドデータブック策定検討部会を開催いたします。

軽井沢町自然保護審議会条例第 8 条第 6 項の規定により、同条例第 6 条を準用します本部会は、委員 9 名のうち、出席者 8 名でございますので、第 6 条第 2 項の規定による定数に達しておりますので、会議が成立いたしました。なお、【 I 委員】（●●●●●●●●）ですが、欠席の連絡をいただいております。

また、本日は、自然保護審議会の【自然保護審議会長】(●●●●●●●●)にもオブザーバーとして参加をいただいております。

続きまして、事務局より傍聴者及び取材希望者をご報告いたします。

【事務局 B】 (●●●●●●●●)

【事務局B】（●●●●●●●●）でございます。よろしくお願

いたします。

傍聴希望者及び取材希望者の取扱いにつきましては、「軽井沢町審議会等の委員の選任及び会議の公開に関する指針」の第5条、『会議の公開』の規定に基づき、公開とさせていただきますのでご了承願います。

なお、この検討部会が属します自然保護審議会と同様に、会議冒頭に傍聴者の人数報告と、報道関係の社名報告を行うという運用とさせていただきますと思いますので、併せましてご了承願います。

それでは、はじめに、本日の傍聴は1名でございます。【報道機関】(●●●●●●●●)が取材という形でお見えになっております。

傍聴者の方をお願いいたします。会議の傍聴・取材にあたりましては、委員各位の理解に基づき公開で行うこととしている趣旨を尊重し、整然と傍聴いただき、委員各位の自由闊達な議論と議事進行にご協力をお願いいたします。

携帯電話はマナーモードにするなど音の出ない設定にしてくださいとともに、会議中はお静かに願います。また、この検討部会での発言の内容や個別の情報などについて、個人情報が含まれるものや継続審議となるものもございますので、その取り扱いには十分ご留意願います。もう一点、会議資料につきましては、個人の利用の範囲内で持ち帰りを可とさせていただきます。ただし、資料は、整理を行ったもので公開できるものにつきましては、後日ホームページにて公開をいたしますので、決して資料のSNS等への掲載等を行わないようお願いいたします。

以上となります。

【事務局A】(●●●●●●●●)

それでは、続きまして、【副町長】(小池 秀一 副町長)より、あいさつを申し上げます。

## 2. 副町長あいさつ

【副町長】(小池 秀一 副町長)

こんにちは。ご紹介ありました【副町長】(小池 秀一 副町長)でございます。本日は、お忙しい中、軽井沢町版レッドデータブック策定検討部会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、私は、町長の特命事項の内の一つであります、「自然環境の保全と再生」を担当する立場から、町長に代わりまして本検討部会に出席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

有意義な検討部会となりますことをご祈念申し上げ、あいさつとさせていただきます。

【所属団体 F】 (●●●●●●●●●●●●) の【G 委員】 (●●●●●●●●●●)。

**【所属団体G】**( ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●● )  
**●) の【H委員】**( ●●●●●●●● )。

続きまして、町側のご紹介をさせていただきます。

先程ごあいさつをさせていただきました【副町長】（小池 秀一 副町長）。

事務局になります。この4月より植生学の専門家としてのアドバイスをいただいております【事務局C】（●●●●●●●●）、【事務局B】（●●●●●●●●）、【事務局D】（●●●●●●●●●●）になります。以上になりますが、皆様、よろしくお願いいたします。

続きまして、部会長の選任となりますが、部会長が選任されるまでの間、議事進行を【副町長】（小池 秀一 副町長）にお願いしたいと思います。

#### 4. 部会長の選任

【副町長】（小池 秀一 副町長）

部会長が選任されるまでの間進行を務めさせていただきます。

それでは議事を進行いたします。

4 の部会長の選任について、お願いします。

部会長につきましては、自然保護審議会条例第8条第3項の規定により、委員等が互選するとなっておりますので、部会長の選任をお願いします。自然保護審議会の会長・副会長は、委員の皆様から自薦や他薦を含め、立候補、推薦していただき選任していただきました。同様にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

→「異議なし。」との発言あり。委員一同了承。

【副町長】（小池 秀一 副町長）

それでは、自薦、他薦を含めまして、立候補、推薦をお願いします。

【B 委員】（●●●●●●●●）

レッドデータブックの策定という大変専門性の高い部会でございます。そういうこともありまして、専門委員の中からお願いをしたいと思っております。皆様それぞれの分野で高い専門性をお持ちだと思っておりますけれども、とりわけ、町内の生き物全般、それから生物多様性について大変高い御見識をお持ちである【D 委員】（●●●●●●●●）がよろしいかと思います。

【副町長】（小池 秀一 副町長）

ただいま、部会長に【D 委員】（●●●●●●●●）とのご意見がありました、よろしいでしょうか。

→「異議なし。」との発言あり。委員一同了承。

【副町長】（小池 秀一 副町長）

それでは、【D 委員】（●●●●●●●●）に部会長をお願いいたします。

部会長席へお着きいただき、併せてごあいさつの方もお願いいたします。

→部会長指定席に移動。

【部会長】（●●●●●●●●）

力不足ですが、皆様の力を借りて、役割を全うしていきたいと思っております。レッドデータブックを策定して、その先どうするのかっていうことが大きな課題だと思っておりますので、常にそれを意識して進められたらなと思っております。また、何年かかけてレッドデータブックを作っていく過程で、保全上重要なエリアが見えてくるんだろうと思っております。そうした場所を、例えばOECMの自然共生サイトに認定してもらうような動きと連動できたらとか、そういう具体的な実績・成果を町の皆さんにお見せできたら、この部会の意義を分かっていたかやすいのかなと思っております。

お力添えのほどよろしくお願いします。

【副町長】（小池 秀一 副町長）

ごあいさつありがとうございました。それでは、自然保護審議会条例第6条第1項により、部会長が議長となりますので、【部会長】

(●●●●●●●●●●)に議事進行をお願いいたします。

## 5. 部会長職務代理者の指名

【部会長】(●●●●●●●●●●)

それでは、次第に従い進めさせていただきます。次第5の部会長職務代理者の指名になりますが、事務局より説明をお願いします。

【事務局B】(●●●●●●●●●●)

自然保護審議会条例第8条、『部会』の規定中、第5項では、『部会長に事故あるときは、部会に属する委員等のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。』となっております。部会長より職務代理者の指名をあらかじめお願いしたいというものでございます。

以上でございます。

【部会長】(●●●●●●●●●●)

それでは部会長より指名させていただきたいと思います。

『私に事故あるとき』は、ということですので、動物を専門とする私と違い、植物の専門家である【H委員】(●●●●●●●●●●)が、部会のバランス的にもよろしいかと思いますが、皆様、いかがでしょうか。

→「異議なし。」との発言あり。委員一同了承。

【部会長】(●●●●●●●●●●)

ありがとうございます。

異議なしということですので、それでは部会長職務代理者は、【H委員】(●●●●●●●●●●)をお願いいたします。

## 6. 協議事項

(1) 軽井沢町版レッドデータブックの策定について

【部会長】(●●●●●●●●●●)

それでは、協議事項(1)になりますが、軽井沢町版レッドデータブックの策定について、事務局よりお願いします。

【事務局B】(●●●●●●●●●●)

協議事項(1)軽井沢町版レッドデータブックの策定について説明いたします。

資料の右上に「資料 4」と記してございますが、こちらをご覧ください。まず、スライドNo. 1の「①軽井沢町版レッドデータブック策定全体方針」からご説明いたします。資料の次ページ、スライドNo. 2をご覧ください。部会委員の皆様には「釈迦に説法」的なことかと思われそうですが、今後、この部会での協議内容等もホームページで公開していくに当たりまして、会議資料等の公開もございますので、簡単にご説明させていただきます。

皆様ご存じのとおり、「レッドデータブック」は、レッドリスト、絶滅のおそれがある野生生物種のリストに掲載されている種の生息状況や、絶滅危惧の原因などをまとめた解説本となります。資料のレッドデータブックは、左側が安曇野市、右側が千曲市でそれぞれ策定されましたレッドデータブックとなります。長野県下におきましては、この2市の他に、長野県、塩尻市、白馬村が市町村独自のレッドデータブックをまとめています。

続きまして、スライドNo. 3は、「国等のRDB策定の経緯」をまとめたものとなりますので、後程ご覧いただければと思います。

資料の次ページ、スライドNo. 4をご覧ください。

「なぜ今、軽井沢町にRDBが必要か」ということでございますが、軽井沢町の自然環境を守り、持続可能な地域社会を築いていくことを目的として、本年度からを計画期間として、昨年度、環境基本計画を策定しました。環境基本計画の施策・事業の一部となりますが、「子どもたちへの環境教育の取り組み」・「生物多様性の保全と向上に向けた取り組み」といったことを実施するためにレッドデータブックが必要であると考えておりまして、レッドデータブックを活用し、施策・事業を展開していくことで環境基本計画の目的も達成できるといった循環が生まれてくると考えております。

続きまして、スライドNo. 5をご覧ください。「RDB策定の進め方」になりますが、1点目にありますように、レッドデータブック策定後の活用イメージを見据えることが重要と考えております。その上で、大枠では2点目から6点目に記載のような順序で進めたいと考えており、まず、2点目にあります検討部会を設置させていただいた次第です。3点目にありますように、検討部会では、レッドデータブック記載内容の検討、具体的にはレッドリストの選定や現地調査、情報収集など幅広く活躍をしていただくことを期待しております。4点目ですが、行政やこの検討部会だけでは現地調

査や情報収集などにも限界がありますので、動植物に精通し、レッドデータブック策定のノウハウ・実績を有する事業者レッドデータブック策定業務を委託し、専門的見地からの技術的支援等も必要不可欠と考えております。その事業者を決定するためのプロポーザル仕様書に盛り込むべき内容の作成などにも検討部会の皆様のご協力をお願いいたします。5点目にあります、住民からの情報収集はもちろんのこと、6点目の住民の意識醸成を図るため、住民参加型の現地調査や、ワークショップ、子どもたちに向けた観察会、有識者による講演会、自然観察指導員の育成などの実施も考えていかなければいけない事項と思っております。

資料の次ページ、スライドNo.6をご覧ください。「RDBの具体的な活用方法」でございますが、環境問題に対する正しい理解や知識が重要であることから、「環境教育のための教材」や、軽井沢町に関わる全ての人たちがレッドデータブックから正しい理解と知識を得ていただき、絶滅のおそれがある野生生物の保全に努めていただくための「保全活動のための資料」にさせていただくといった活用が見込まれるかと思えます。

続きまして、スライドNo.7の「②軽井沢町版レッドデータブック策定検討課題」をご説明いたします。資料の次ページ、スライドNo.8をご覧ください。「調査対象地域の決定」でございますが、軽井沢町の地勢の特徴といたしまして、北部一帯は上信越高原国立公園に、南部一帯は、妙義荒船佐久高原国定公園となっております。そのことも踏まえながら、どの地域を調査対象とするのか、大半が国立・国定公園となっておりますので、国立・国定公園も調査対象地域に含めるのか否かといったこともこの検討部会で意見を頂戴したい事項の一つでございます。ちなみに県内の他市町村の状況は表のとおりとなっております。

続きまして、スライドNo.9をご覧ください。「調査対象種の決定」でございますが、軽井沢町に生息・生育する野生生物の内、どの種を調査対象種とするかといったこともこの検討部会で意見を頂戴し確定したい事項の一つでございます。具体的には、資料の次のページ、スライドNo.10、「詳細区分①」をご覧ください。蘚苔類・藻類・地衣類・菌類といった維管束植物以外を調査対象とするのか否か、長野県では対象としていますが、市町村レベルでは全ての市町村が対象外としておりますので、この点につきましても意見を頂戴して確定していきたいと考えております。

続きまして、スライドNo.11、「詳細区分②」をご覧ください。維

管束植物と同様に、無脊椎動物の昆虫類、その他の無脊椎動物もどの種までを調査対象とするかのご意見を頂戴したいと考えております。

資料の次ページ、スライドNo.12をご覧ください。「R D B 作成の方向性①」でございますが、こういった方向性をもってレッドデータブックを作成していくかについて、事務局の考えをまとめております。

軽井沢町にかかわる全ての人たちがレッドデータブックを最大限活用できるようにするためには、誰にとっても、わかりやすく、親しみやすいレッドデータブックである必要があると考えておりまして、最終的に目指すところは、「子どもたちでもわかる、子どもたちが楽しめるR D B」であると考えております。

続きまして、スライドNo.13、「R D B 作成の方向性②-1」をご覧ください。ただいま申し上げましたレッドデータブック作成の方向性に基づき、具体的にどのようなレッドデータブックにするのかを2パターンに分けて示しております。この点につきましても意見を頂戴して確定していきたいと考えております。次ページのスライドNo.14には、参考までに「一般的なレッドリスト・R D B の例」を掲載しておりますので、後ほどご覧ください。

続きまして、スライドNo.15、「R D B 作成の方向性③」をご覧ください。「子どもたちでもわかる、子どもたちが楽しめるR D B」を一層強化するために、ご覧のような副教材の作成についても検討を進めていきたいと考えております。この点につきましても率直なご意見を頂戴したいと考えております。

最後になりますが、スライドNo.16の「③軽井沢町版レッドデータブック策定までのスケジュール」をご説明いたします。

資料の次ページ、スライドNo.17をご覧ください。レッドデータブック策定までのスケジュールですが、この検討部会は、令和9年度のレッドデータブック策定まで活動が続けてまいります。また、先ほど申し上げたとおり専門業者の支援は必要不可欠ですので、令和7年度にプロポーザルを実施し、その専門業者を決定いたします。その上で、専門業者の支援を受けながら令和9年度までにレッドデータブックとしてまとめていきたいと考えております。

参考資料をご覧いただきたいと思います。こちらは奈良県が今年度レッドデータブックの改訂業務を発注する際に作成した仕様書となります。他の都道府県や市町村でも委託業務を発注する際には、このような仕様書を作成しプロポーザルや入札等の手順を経て受

託業者を決定しています。直近におきましてインターネット上で確認できましたレッドデータブック策定に関する仕様書がこれしかありませんでしたが、このような仕様書に盛り込んでおくべき内容等につきましてもご意見を頂戴したいと考えております。

以上、事務局からの説明とさせていただきます。

【部会長】（●●●●●●●●）

ありがとうございました。

ただいま、事務局より説明のありました内容について、委員の皆様方から何かご意見、ご質問等はございますか。できれば今日決定したい項目がいくつかあったと思います。例えば、スライドNo. 8の調査対象地域の決定、それからスライドNo.10の調査対象種の決定、スライドNo.11の無脊椎動物の調査対象についてになりますが、ご意見伺えればと思います。

【A委員】（●●●●●●●●）

以前、佐藤雅義町長の時代に、袖山議員が軽井沢町でレッドデータブックを作らないかっていう質問をしたことがあったと思うんです。その時に佐藤雅義町長は、長野県が作ったから町にはいらないうっていう風にお答えになったんです。ですので、スライドNo. 4のところで、なぜ町独自のレッドデータブックが必要なのかっていうことを、ここに一言入れとくべきなんじゃないかと思います。

【事務局B】（●●●●●●●●）

今必要な理由っていうのは、スライドNo. 4にすでに書いてあると思っています。環境基本計画も、以前は作りませんという町のスタンスだったんですが、時代が変遷していく中で、環境基本計画を昨年度策定しました。その発展の中で、軽井沢町で独自に調査を行ったレッドデータブックが必要になってくるという考えのもと、この資料を作成しています。

【A委員】（●●●●●●●●）

もちろん、それで構わないんですけど、確か県が2002年にレッドデータブックを作りましたので、その当時の2年か3年ぐらいの話だと思うんです。で、それからかなり情勢が変化していることも確かなんですけど、人によっては、他の市町村も全部やっているわけでもないのになぜやるんだっていうクレームをつけられては困る

ので、やっぱり地域独自で、その地域に今まであった動植物がなくなっているってことは、他所にあるかどうかとは別に、軽井沢町としてきちんと調べておく必要があるんだっていう趣旨のことを簡単に入れた方がいいと思った次第です。

【部会長】（●●●●●●●●）

地域が主導で、自発的な取り組みとして作るんだということを入れておくべきだというご意見でしょうか。それは、この会議の資料の中に書き加えてくださいってということでしょうか。

【A 委員】（●●●●●●●●）

できたら加えた方がいいと思うんです。っていうのは、結構いろんな人が、自分の町にはなくなったけど、他所の町にはあるはずだから、気にするなっていう意見を言う人もいるので、自分たちの地域の大切なものは自分たちできちんと調べて守るんだっていうニュアンスを入れていただいた方が、1 番最初に皆さんはこれを見て話が進んでいくので、スライドにもやっぱりそういう趣旨を一言でいいので入れていただけたらと思います。

【部会長】（●●●●●●●●）

一応確認ですけど、この資料はオープンになるんですね。

【事務局 B】（●●●●●●●●）

この会議で使った資料という形でオープンになります。当然、今議されている内容も議事録という形で公開させていただきます。

【B 委員】（●●●●●●●●）

関連なんですけど、5 ページに策定の進め方ということで現地調査とか情報収集っていう風になっています。で、現地調査っていうのは、結局今の状態なんですよ。やっぱり過去の軽井沢に生息していたもの、あったもの、だけど、今見れなくなってしまったものっていうのは、いくら現地調査をしても出てこないわけで、主に文献調査みたいになってしまうかもしれませんが、成果物の中でいいから、かつてはあったけれども今の軽井沢では見られなくなってしまったものっていうのを入れておくと、それを見た方たちが、前はこんなものがあったんだけど、今はなくなっているんだな、こんなになくなっちゃってんだなっていうのが、伝わるのかなと思います。

す。ですから、このスライドに入れる入れないとか、そんな話じゃないんですけども、成果物を作っていく時に、過去の歴史上の話も入れた方がより良いかなと思いました。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

私も個人的に気になっていたことなんですけど、いなくなったものは、どこにも載らなくていいのかなってことは当然皆さん疑問に思われると思いますので、成果物を作るときにしっかり形として残していただきたいと思います。補足的なご意見とかありますか。

【C委員】（●●●●●●●●●●）

以前【I委員】（●●●●●●●●●●）から、鳥の種類だけでも、軽井沢も半減しているっていうお話を聞いて、そこを数字で見ただけでも、割と私みたいに専門的な知識がない人間でも、どれだけ環境が破壊されているかっていうのがダイレクトに伝わるので、【部会長】（●●●●●●●●●●）がおっしゃったように、今ないものを形として残しておくのはすごくいいし、インパクトも大きいと思います。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

これは、記録に残しておいてください。

で、話を戻して、先ほど【A委員】（●●●●●●●●●●）からありました、地域の自発的な取組みとしてレッドデータブック作るんだということを、スライドに書き加えてからオープンにしたかどうかというご意見でしたけれども、それは事務局の方で可能ですか。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

会議資料は会議資料でこのままになると思います。最終的にレッドデータブックの成果物を作った時に、なぜレッドデータブックが必要だったのかということを落とし込まないと策定した趣旨が伝わらないと思いますので、成果物の中に、【A委員】（●●●●●●●●●●）がおっしゃったような文言を落とし込んでいくと思いますが、いかがでしょうか。

【A委員】（●●●●●●●●●●）

それでは、そのようにしていただければと思います。この資料は、今日はこういう話し合いをしましたよっていう資料ですね。了解で

す。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

議事録には残ります。

まず、調査対象地域について、上信越高原国立公園と妙義荒船佐久高原国定公園を含めるか含めないかということですね。これに関してご意見ありますか。

【E 委員】（●●●●●●●●●●）

上信越高原国立公園は範囲が広いので、含んだ方がいいと思います。

【A 委員】（●●●●●●●●●●）

最近、浅間山周辺で鹿が非常に増えていて大きな問題になっていて、それは国立公園の区域だと思うので、そういうことを考えると、いつ何時鹿が南下してくるかっていう危機感を私は持っているので、含めた方がいいと思います。妙義荒船佐久高原国定公園はよくわかりません。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

2、3年の調査で、その結果がレッドデータブックに反映されるんだろうと思いますが、一刻一刻と状況は変わってきますし、しかも鹿が増え続ければ、そのレッドデータブックに載っていなかったものが新たにいつ何時また希少種になるかわかりませんし、調査対象地域に含める必要はあると思うんですけども、その他の意見ございますか。

【F 委員】（●●●●●●●●●●）

確認なんですけども、含めるかどうかをここで決めないといけない何か理由というか、含めないっていう考えの根拠を逆にお聞きしたいんですけども。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

そうですね、含めないっていう選択肢があるのかなと思ってたんですけど、これが今日の議題の1つになった経緯をご説明いただけますか。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

スライド№.8の下を表ですが、安曇野市、千曲市、白馬村には、昨年私どもの担当職員が現地に行きまして、レッドデータブック策定についてのヒアリング等をさせていただきました。で、その時に、この表の中にありますように、白馬村では標高1500メートルラインから下の部分しかレッドデータブックの調査を行わなかったとのことでした。理由をお聞きしましたら、1500メートル以上は国立公園なので開発されることがないからということで調査対象外にしたとのことでした。こうしたことから、調査範囲について委員の皆さんの考えをお聞きしたいということで資料をまとめさせていただきました。

参考資料で奈良県のレッドデータブックの仕様書をお示しましたが、最終的には仕様書の中で全体を調査対象地域とした根拠を記したいと考えておりますので、皆さんからも今あったような、鹿被害があるから今やっておくべきだとか、意見をお聞きした上で調査エリアを決めましたという形を取らせていただきたいと思っております。逆に事務局から【F委員】（●●●●●●●●●●）にお聞きしたいんですが、県のレッドデータブックでは国立公園、国定公園も調査対象にしているという理解でよろしかったですか。

【F委員】（●●●●●●●●●●）

その通りです。開発があるかどうかに関わらず、長野県で言えば、国立公園内の生き物が長野県の大変特徴的な生物相における一群をなしているのも事実なので、県としては国立公園も含めてレッドデータブックの対象範囲にしています。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

白馬村は、国立公園は開発される心配がないから、あえて調査しなかったということですが、例えば1000メートル林道より上の上信越高原国立公園もかなりの面積が普通地域です。普通地域なので別荘も建っています、開発がないとも限りませんので、白馬村とは条件が違うかなとは思いますが、では、まず上信越高原国立公園について調査対象地域に含めるということで皆さんよろしいでしょうか。

→ 一同、賛同の旨のリアクションあり。

【E委員】（●●●●●●●●●●）

あと、理由として他に考えられることとして、今地球温暖化が問題になっていて、特に浅間山の中腹以上の偽高山帯の高山植物とか、小浅間山の山頂の高山植物とかが今後分布をどんどん上の方に移動させていったり、場合によっては消滅する可能性もあると思うので、そういう意味でも現段階の記録を残しておくのは重要なんじゃないかと思います。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

補足ありがとうございました。おっしゃる通りかと思います。では、まず、上信越高原国立公園は含めるということでご賛同いただいたと思います。一方、妙義荒船佐久高原国定公園ですが、国定公園は県の管理になるかなと思いますけれども、八風の別荘地より上ですね。そして、妙義荒船林道沿いです。ここも同様の理由で特に外す理由はないかと思われそうですが、ご意見ありますか。

【G委員】（●●●●●●●●●●）

町のレッドデータブックを作るということなので、軽井沢町の地籍であればそこは全部含めるというのが、僕がこの話をいただいた時に大前提として考えていたし、今の皆さんのお話で、北部の上信越高原は含めるけど、南部の妙義荒船は含まないっていう方が話として不自然だし、生き物なので足があって移動するし、植物は種を飛ばすし、人間が決めた1500メートルラインがあったとしても、そこを跨いで行き来するのが生き物なので、人間側の線引きでどこを含む含まないっていう風に決めちゃうよりは、軽井沢町全域ってことでいいんじゃないかと思うんですけども。

【E委員】（●●●●●●●●●●）

【部会長】（●●●●●●●●●●）の方が詳しいと思うんですが、南側はハコネサンショウウオやタゴガエルとか、北側であまり見られない生き物もいるので、そういう意味では南側も含めた方が漏れは少ないんじゃないかなと思います。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

おっしゃる通りですね。南側にしかない両生類というのが何種類かいます。町の全域を調査対象地域に含めるということでよろしいかと思います。では、次にいきますが、調査対象種の決定についてですが、維管束植物以外を調査するかしらないかについて、市町村

レベルでは対象外になっているという例を挙げていただいたわけですが、ご意見ありますでしょうか。

【自然保護審議会長】（●●●●●●●●●●）

10ページのところで、県は維管束植物以外も対象で、それ以外の安曇野市から白馬村までは対象外ですよ。で、それから11ページを見ますと、白馬村は底生動物やクモ類も対象外にしています。それには、何か考えがあるんでしょうか。

【F 委員】（●●●●●●●●●●）

日本全国のレッドデータブックでは維管束植物と維管束植物以外、両方とも対象になっていますし、それから11ページにある底生動物、クモ類も環境省が発行しているレッドデータブックでは対象になっています。ですので、長野県では、できるだけ国に準じる形で、カテゴリーは合わせてきたという結果でございます。

ここからは私の勝手な推測ですけども、県内の市町村で作られた場合に、分野をある程度限定する判断をされたのは、例えば蘚苔類、苔、藻類、地衣類や菌類について、市町村内の正確な情報がそもそも大変乏しい、どんな種類の苔や藻類や地衣類が自分たちの町や市に生息しているかわからないっていう状況が大きいので、その中でもさらに絶滅のおそれがあるようなものを選ぶことは難しかったのではないかと思います。で、合わせて言うと、それを判断するためにその自治体で活動しておられるその分野の専門家の方が同じく乏しいということもあって、実現可能な対象ということで分野を限定していかれたのかなという気はいたします。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

調査の困難さ、それから相対的に基準を作りにくいとか、そういったことが現実にあるようですね。

【自然保護審議会長】（●●●●●●●●●●）

白馬村は、調査地域を標高1500メートル以下にしているなど、あんまり網羅している感じがしないですよ。スキーや別荘などで外国人にもかなり関心を持たれている地域だと思うんですが、そうしたことが影響しているのでしょうか。

【事務局A】（●●●●●●●●●●）

白馬村と千曲市は、私が視察に行ったので状況をお知らせします。白馬村につきましては、98年のオリンピックの時に、志賀高原でオオタカの巣が見つかったので、それで八方尾根の上の方にアルペン会場を持っていく時に自然環境のことを調査しないとダメだということになって、それで標高1500メートル以上は国立公園で開発されないで、それ以下の標高に絞ってレッドデータブックを作ったと聞いております。あと、千曲市につきましては、セツブンソウを守るという市長の公約があって、そのためにレッドデータブックを作ったというのもしきしましたし、先ほど話に出た通り、いろいろな分野の専門家を集めることができなくて、調べるものを限定したと思います。

【F 委員】（●●●●●●●●●●）

小さな自治体で対象外としているものがあることについては、ヒアリングされてお考えになっていることが相当するのかなと思っています。なので、軽井沢町でどうするかというところにつきましても、基本的にはいろいろできた方がいいに越したことはないと思うんですが、相対的な評価が可能な知見があるのかというところと、あとは、調査は外注を念頭にしているということなんですが、分類群の調査ノウハウ等が保障されるのかどうかというところが判断の基準になってくると考えております。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

地域によっては特殊な事情があったり、そもそも現状が分からないので調査が非常に困難であるといったようなことがあると思います。それによって、市町村レベルではどこも維管束植物以外は対象にしていないことがわかりました。

【H 委員】（●●●●●●●●●●）

1つ先に伺っておきたいんですけど、通常レッドリストを作る手順っていうのは、フロラリストだったり、ファウナリスト、生物目録を起こして、そこから絶滅確率を計算して作るっていうのが本筋だと思うんですけど、軽井沢町の中で、フロラリストだったり、ファウナリストなり、そういうのがどの程度現状把握できているのか次第なんじゃないかなと思ってしまして、正直、僕もできるなら全部やった方がいいとは思いますが、維管束植物以外を調査する自治体も結構増えてはきているので、やった方がいいと思うんです

けど、それも多分苔とかキノコがちゃんとできる人って日本に100人ぐらいしかいないので、費用の問題とかが結構効いてくるんだろうなとは思いますが。なので、ここでどれをやるっていうのが決められるんでしょうかっていうのと、どこまで今情報があるのかっていうところを把握してから検討された方がいいんじゃないかなと思いました。

【F 委員】（●●●●●●●●●●）

対象区分を今ここで決定する必要はそもそもないんじゃないかなと思っていて、確かに生物目録がきちんとできるかどうかも重要なんですけど、それ以外にもこれから調査する中で、維管束植物以外で特徴的なものがある程度引っかければ、それはそれで俎上に載せてあげればいいと思うんですよね。ここで、調査対象の分野には含めなかったから一切扱わないっていう必要は全然なくて、せっかくだから軽井沢に特徴的なキノコとか草類が必ずしもいないとは限らないわけなので、そういったのが出てくればそれは対象にしてあげるっていうような柔軟性を持てばいいんじゃないかなと思っています。おそらく軽井沢町に関しては過去の文献があると思いますので、これからの調査で調べていく過程でそういった情報も出てくるんじゃないかなと思いますし、そういったこと自体が町にとっては大切な財産と言いますか、重要情報になるんじゃないかなと思っています。

追加で1件なんですけど、資料の10ページ、植物分野のところに関しては、実は補足が必要で、長野県は維管束植物以外も対象にしている、他の市町村は維管束植物以外を対象外っていうのはこの表の通りなんですけど、植物に関しては、県と市町村、それから国とでもう1点違いがありまして、それは何かって言うと、植物群落を県では対象にしているのに対して、国や市町村では対象にしていないという違いがあります。で、レッドデータブックをどのように活用していくかっていう中で、重要な場所とかっていう話になってくると思うんですけども、どういった場所が選ばれるかっていうことを考えた場合に、特にローカルな町単位のレッドデータブックなんかで言うと、どういう場所が大事なのかっていうことを端的に示せるような群落とか、あるいはその地域的な地名もレッドデータブックで扱うのは重要な要素になりうるんじゃないかなと思っていて、ここは今後の議論の過程でいいんですけども、意見として伝えておきます。

【E 委員】（●●●●●●●●）

今、長野県のレッドリストだと、長倉のハナヒョウタンボク群落と、あと白糸の滝のハルニレ群落というのが長野県版レッドリストの単一群落として指定されています。

【部会長】（●●●●●●●●）

今決めなくても良いのではないかというご意見でした。私の個人的な考えでは、維管束植物以外にも菌類とかいろいろあるわけで、それをまとめて入れないというのもどうかと思いますので、キノコだけでもわかったなら載せればいいと思うし、貴重な種や群落が上がってきたのなら、それは載せるべきではないかと思いますが、今日決めないで、次回以降部会を重ねながらということによろしいですか。

【A 委員】（●●●●●●●●）

『軽井沢町誌自然編』の中で原寛博士が書かれているんですけど、軽井沢は、菌類については非常に豊かな地域で、それなのに研究者が少なくあまりわかっていないのは大変残念だと。昨年、シャグマアミガサタケっていう別荘地の下に生えるキノコはないかって群馬県立自然史博物館から問い合わせがありました。軽井沢にちゃんとあったのです。で、博物館に連絡して、ちゃんと標本にさせていただいたんですけど。だから、軽井沢町ってキノコ文化があると思うんですね。みんな普通の人でもあれが食べられるとか、どこ行ったらあれが今あるはずだとか、すごい関心が高いので、町民の関心に応える意味でも、過去のフロラリストがあったかどうかじゃなくて、現状をちゃんと調べておくということも大切だと思うので、私は菌類は入れていただきたいなと思っています。

【部会長】（●●●●●●●●）

町誌には菌類とか地衣類について載っているんですよ。だから文献調査だけでももう少し調べてみればっていうのが浮かんでくるかも知れません。キノコならある程度分かるのかもしれないので、柔軟に検討していただけたらと思います。

【A 委員】（●●●●●●●●）

群落については大賛成です。やっぱり生態系をどう保全するかつ

ていうのは、とても大切なので、ぜひ長野県のレッドデータブック  
みたいのをやれたらいいと思います。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

スライドNo.11になりますけれど、無脊椎動物については、いかが  
でしょうか。

【G委員】（●●●●●●●●●●）

昆虫ってグループとして大きい生物群なんですけども、その中で  
トンボと蝶と甲虫って決めてしまうこと自体が無理があって、僕も  
専門はチョウで昆虫全般も扱ってはいるんですけど、調査はこれか  
らここにいるメンバーの皆さんで現地へ入っていく機会も増えて  
いくとは思うんですけども、例えばチョウを対象に調査に入っ  
ても、必ず他の生き物も目につくので、そういう時に、これがい  
る、ここにこれがあったっていうのを情報としてストックしておい  
て、何を対象として対象外とするかっていうことなんですけど、これ  
も表現として、現時点では対象外だけれども、今後調査を進めてい  
く上で情報が集まってきて、これは指定した方が良くとか、これを  
含めた方が良くということの判断に繋がったら対象とするって  
いうような柔らかい言い方にした方がいいんじゃないかなと思っ  
ています。なので、また話は戻りますけど、クモとか底生動物を対象  
とするかしないかも、結局、先ほど皆さんからも意見が出たように、  
それを専門的に知っている人がちゃんと調査に入れるかどうか  
ということにかかっていると思うので、僕もあんまり偏見を持たな  
いように、いろんな生き物に目を向けるようにはしているので、最  
最終的に2027年に完成を目指しているんですけど、その後も改訂を  
続けていくっていうような前提で、現時点では対象外とするって  
いうことでも、今後調査が進み次第、そういったところにも手を広げ  
ていくような方向で、昆虫についてもトンボ、チョウ、甲虫って  
いう風にある程度分類単位は必要にはなるんですけども、ひとまず  
昆虫なら昆虫というところで全体を一括りにしながらも選定対象  
を絞っていった方がいいのかなと思います。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

チョウ類となっていて、チョウ類つまり鱗翅目って蛾も含みま  
すよね。蛾とチョウを分ける基準はないですし、蛾もたくさん種類  
がいて、蛾の種類の多様性から環境の多様性も掘り出せると思いま

す。県内に詳しい人もいらっしゃいます。

他の市町村の状況を伺ってもいいですか。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

手元に各市町村のレッドデータブックがございまして、今回の部会を立ち上げるにあたり、素人の私が見比べて対象としている動植物、対象外としている動植物があるのに気づいたのと、維管束植物につきましても、県のレッドリストと市町村のレッドリストを見比べて、市町村は維管束植物以外を調査していないことがわかりました。今日、【F委員】（●●●●●●●●●●）からご説明をいただいて、初めて納得できたところですので、ここは、対象とする対象としないっていうのをしっかり決めてということではなくて、また、そういった専門的な分野をよく知っている方をどれだけ確保できるかにもかかってくるかなと思っております。

【E委員】（●●●●●●●●●●）

トンボとかチョウ類っていうのは種類数が比較的限られているので、それは全種調査対象にしてもいいのかなと思うんですけども、それ以外にも、生物多様性の保全上重要なものはいらっしゃると思うんです。例えば、重要な花粉媒介者であるハナバチ類であったりとか、カリバチとか昆虫の捕食者になり得るものですか、そういったものも非常に重要になると思いますし、あと全国的に減少が言われているような種類とか、そういう中には当然トンボ、チョウ、甲虫には含まれないようなものもあると思うんです。そういったものをリストから外してしまっても大丈夫なのかとか、そういう不安はありますので、特に保全上重要な種類は含めた方がいいと思います。あと、底生動物に関しても、ウチダザリガニが増えている関係で、その影響で減る生き物がこれから出てくると思うんです。そういう意味でも全く調査対象外としてしまうのは問題があるんじゃないかなと思いますし、あと、これから暖かくなってくると、今まで軽井沢にいなかったアメリカザリガニが入ってくる可能性も出てくるんじゃないかなと思うので、そういう意味でも調べておいた方がいいのかなと思います。一方で、生き物の個体数って、同じ分類群でも種類によって、たくさん見られるものと、ごく稀にしか見つからないものがいて、ごく稀に見つからないものは、おそらく情報不足ということになるんだと思うんです。それを一生懸命リスト化するのに実際どのくらい意味があるのかなと感じていますので、分類群で線

引きをするっていうのがあんまり意味がないんじゃないかなって思います。あともう一方で、このレッドデータブックを実際を作る時に、スライド№.13ですと、一般的なレッドデータブックの作成と普及版の作成っていうのと、あと子供たちでもわかる、楽しめるレッドデータブックの作成っていうのがありますけども、最終的に作るレッドデータブックがどういうものなのかによっても、どこまで調べるのかが変わってくると思います。最後の形を先に考えないと対象種は、なかなか決められないんじゃないかなと思います。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

いくつかご指摘いただきました。分類群で線引きすることの意義とか、対象に入れにくくても保全上もう既に重要だとわかっているものは極力調査する意味もあるだろうということでした。それから、どのようなレッドデータブックを作るかによっても最初の入り方が違って来るだろうということです。例えば、キノコなどは、子供たちにとってはすごく楽しいとなるかもしれません。

【B 委員】（●●●●●●●●●●）

今後の予定のなのですが、7年度初めのところでプロポーザルをやることになっていますが、プロポーザルを実施するにあたって公募をかけるわけで、その際の仕様書に維管束植物以外のものを入れるとか入れないとか指定しなくても大丈夫なのかなって思います。詳しくないのでわかりませんが、今この時点で決めなくてもプロポーザルができるものなののでしょうか。

【事務局C】（●●●●●●●●●●）

分類をどう絞るかっていうところについてなのですが、当町の環境基本計画を練る段階でいろいろな分類群の文献調査をされているようなので、そういったところも含めて絞っていくのがいいのかなと思います。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

環境基本計画策定にあたり、委託業者の方に文献調査をしていただきましたので、環境基本計画の中に、相対的総数でこういったものがいくつあるという表形式的なものは掲載しています。さらに詳細なデータは事務局で把握していますが、私は素人で判断がつかない部分がありまして、皆様にそちらの資料を提示させていただいて、

文献調査の結果があるからこういう調査も可能じゃないか、文献調査にないから現地調査をした方がいいんじゃないかというようなご意見をいただきたいと思います。それから、【B委員】（●●●●●●●●●●）からお話があったように、事務局の思いとしては、プロポーザルをやるときの仕様書の中で、曖昧な表現を使うと最大限の予算を確保しなきゃいけなくなりますので、可能であれば対象種を絞りたいです。そして、この調査にあたっては、町内にその分野に特化した専門家がいますが、こちらの調査対象種については、専門家がいらないから受託業者の方で手配をしてくださいとか、事務局としては来年度発注する時までにある程度それらを決めたいという思いがあって、今日皆さんにご意見を伺っておきたいと考えたところです。

【A委員】（●●●●●●●●●●）

よくわからないんで教えていただきたいんですけど、さっき【H委員】（●●●●●●●●●●）がおっしゃったように、過去にちゃんとしたデータがないと現在と比較はできないわけですね。

【H委員】（●●●●●●●●●●）

そうですね。

【A委員】（●●●●●●●●●●）

例えば、蘚苔類とか、前にあまり調査されてなくてデータがないかもしれないけど、今回は専門家の方をお願いして現状調査をしておけば、次の時にはそのデータを生かしてもっといいレッドデータブックができるかもしれないわけですね。そういう現状調査っていうのは、今回発注できる可能性はあるのでしょうか。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

調査対象種を先に決めておけばできると思いますが、私が勘違いしていたのは、レッドデータブックを作る時の調査っていうのが、その対象種があるかどうかを目的に調査に入るんだと思っていました。しかし、【G委員】（●●●●●●●●●●）の話を聞いていると、そうではなくて、対象種の調査をする中で、他にもこういった種類のものがあつたよということで、それが調査結果に繋がっていくとのことでした。他の市町村のレッドデータブックを見ますと、過去の文献や過去のデータがないので、どれだけ減少するかわから

ないと書かれておりましたので、10年後、20年後の調査をしていくときに現状把握は重要だと感じております。また、安曇野市のクモ類だったと思うんですけど、このエリアには昔の文献ではこういったクモがいたっていうのが載っているんだけど、今回の調査ではそのクモがいなかったというのが判明したと書かれていたので、やはりある程度の種を全域に調べておくのは次のステップに役に立つのかなと思います。それと、【F委員】（●●●●●●●●）にお聞きしたいのですが、長野県はレッドリストを全部直営で調査等されているとお聞きしたことがあったんですが、分野ごとに専門家が軽井沢町で見つけられなかった時には、県経由でそうした専門家をご紹介いただけますでしょうか。

【F委員】（●●●●●●●●）

なくはないんですけども、非常に難しいっていうのが長野県としての回答になります。というのは、植物に関して言えば、長野県全体を見ても、蘚苔類、藻類、地衣類、菌類に関しては県内でアクティブに活動いただいている研究者の方がそもそもいらっしゃる状況なので、長野県版のレッドリスト策定にあたっても、これらの分野についてはいずれも県外の研究者の方に協力をお願いする形になっています。ですから、先ほどの話で言うと、この分野については全く自前では確保できていない状況なので、ご紹介するとすれば、我々が一緒に携わっている県外の研究者の方を紹介することになるかと思います。ただ、調査っていうのが内容によって大きく変わってくると思うんですね。【A委員】（●●●●●●●●）がおっしゃったような、目録を整備するよう調査を考えておられるとすると、これらの分野の生き物は、維管束植物かそれ以上の多様性を持っているものなので、町内だけとはいえ短期間に網羅するのは、正直非現実的なんじゃないかなという気がします。で、私が先ほど申し上げたのは、あくまで維管束植物などを調べる過程の文献調査とか標本調査の過程で特徴的な種として記載があるようなものがあればレッドデータブックでも扱うという、それぐらいの扱いで、対象から現時点では外さないっていう扱いでもいいんじゃないかということで意見を申し上げました。

【G委員】（●●●●●●●●）

今までのところの話だと、その種類をレッドデータブックに載せるか載せないかっていう判断なんですけど、県にしても環境省にして

も、絶滅危惧 I A などでランク付けをして載せることにはなるんでしょうけれども、その判断は今後誰がどのようにしていくのか気になっているんですが、その辺はどうしていくんでしょうか。

【H 委員】（●●●●●●●●●●）

レッドデータブックの仕事とか関わっているので申し上げますが、レッドリストのランクは基本的に I U C N の基準で決まっているので、すぐに判断できるものにはなります。ただ、1 回目のレッドリストっていうのがみんな苦しむところで、情報不足ばかりになるケースが多いのはしょうがないところではあると思うんです。それでもこれはきっと珍しいだろうということで、1 回目のレッドリストのランクをなんとなく決めるケースは実際あって、2 回目以降でちゃんと計算しましょうねっていうのがいろんなところでやられている手法ではあるので、1 回目はなんとなく決めればいいんじゃないのかなっていう気がします。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

【F 委員】（●●●●●●●●●●）はいかがでしょうか。ランク付けに関しては。

【F 委員】（●●●●●●●●●●）

今日の資料で対象範囲とか対象種の話はあったんですけど、カテゴリーをどうするかっていうのは、今後のプロポーザルに向けた仕様書作りの点では欠けている部分だと思いました。今、【H 委員】（●●●●●●●●●●）がおっしゃった通り、I U C N の基準に従うのは 1 番ポピュラーな方法ではありますが、実は県内の市町村のレッドリストというのは、カテゴリーは独自のものを使われる場合が多くて、それは先ほど【E 委員】（●●●●●●●●●●）もおっしゃったと思うんですけど、最終的にどうやって使うとか、住民の方にどういう情報をお伝えするのが 1 番求められているかっていうことを逆算して考えた時に、I A 類とか I B 類とかっていう I U C N の決まりきったカテゴリー名が伝わりにくいという判断をする場面がどうしても出てくるんじゃないかと思います。そのため、市町村版レッドリストでは独自のカテゴリー区分で作られている例が都道府県版よりも多い傾向にあるんじゃないかなと思っています。なので、最終的にどういったものを作っていくかによってもやはり変わってくるのかなと思います。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

そうすると、市町村ごとに比べにくいレッドリストができる可能性があるってことですね。

【事務局C】（●●●●●●●●●●）

カテゴリー区分をどうするか、どういった成果物を作っていくか、どういう仕様書を作るかについては、私のイメージだとこの部会の中で一生懸命皆さんと練っていくことになるのかなと思っています。それで、1番の基盤に当たるレッドリストの基準は、いろいろなところと比較可能なIUCNに則ったものがないのかなと思っています。それと、資料にもあります普及版についてはIAとかをもう少し噛み砕いたような、翻訳したような形で出していくのも1つの手法かなと思っています。なので、どれだけいい仕様書を作って、いいプロポーザルができて、いい事業者がいい仕事をしていただけるかっていうところを一生懸命練っていく必要があると考えています。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

どういうレッドデータブックを作っていくのかについてもイメージを出し合って、今後話し合っていきたいと思います。

では、スライドNo.13の作成の方向性ですね。パターン1は、レッドリストを作って、そこから一般的なレッドデータブック、その上でさらに普及版を作るとなっております。パターン2では、レッドリストを作って、一般的なレッドデータブックというよりは、わかりやすいレッドデータブックを作るということですかね。難しいものは作らないという感じでしょうか。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

皆さんにご意見を頂戴したいと思った理由についてですが、事務局の事務職職員はレッドリスト、レッドデータブックに関して素人ですので、例えば安曇野市のレッドデータブックを見た時に分類群IA、II Bとか、その言葉すら理解できないという状況です。そうした我々のような人たちにも生物多様性の重要性を訴えていくときに一般的なレッドデータブックだけを作ってしまうと、我々のような知識がない人たちには普及していかないという思いがありまして、普及版やスライドNo.15に示してあるようなカードゲームなど

の副教材で、子供たちに興味を持ってもらって、遊びの中でも知識を身に付けてもらえることも必要で、それをきっかけにもっと専門的な分野に進んでいこうという子供たちが育っていく理想を持っていますので、子供たちでもわかる、子供たちが楽しめるレッドデータブックの作成までは展開したいと思っています。軽井沢町だからできたというものを、子供たちに示していきたいと思っています。もちろん、カードゲームに決定したわけではなく、子供たちに教えるならこんなやり方もあるよとか面白い発想があれば是非ご意見いただければと思います。

【A委員】（●●●●●●●●●●）

普及版はあった方がいいと思うんですけど、例えば絶滅危惧種のカヤツリグサがあった時、それを子供にどう説明するかってすごく難しいんですよね。綺麗な花とかそういうのはぱっと見て、「これ無くなったら嫌だね」ってみんな思うし、カブトムシとかも結構興味を引くんですけど、子供ってやっぱりそこら辺が限界で、でも、そういうことが分かっている子は大人になってまた勉強することもあるので全然無駄ではないんですけど、レッドデータブックにそこまで要求するのかなっていうのは気になっています。この町は現状調査をずっとやってこなかったわけで、だから今困っているわけです。いっぱい資料館があるのに、ずっと地域に根付いて調べてくれる自然環境の学芸員もいないし、もう何十年もやっている【G委員】（●●●●●●●●●●）みたいな、個人の生活を犠牲にしてらっしゃる方はいるけど、それは【G委員】（●●●●●●●●●●）だからやってくださることで、他の人にはなかなかできないわけですよ。で、レッドデータブックはちゃんとしたリストを作った方がいいけど、もっと現状調査をずっと継続的にやる。策定スケジュールを見ると、本当に短い期間でパパパッと作らなきゃいけないような忙しい計画ですよ。でも、本当はこの前に10年ぐらい調査をして、今度リストを作りますっていうのが筋だと思うので、なんでもかんでもレッドデータブックで解決するんじゃなくて、もっと多面的ないろんな政策をして、この町の人たちにこの町の自然がとってもいいんだよってことをわかってもらわないと、こういうものを支持していただけないし、これから町をどういう町にするかも、意見がまとまらないと思うんですね。だから、あんまり欲張る必要はないと私は思いますけど。もちろんいいゲームでもできるととってもいいとは思いますが、できなくても、これからもっといろんな政策を

とっていけばそれでいいんじゃないかなって思いますけど。

【B 委員】（●●●●●●●●●●）

子供たちなどを対象にした普及版ってすごく大事ななとは思いますが、軽井沢町が他の町と違うかなと思うのは、こういうことに関心のある方がとても多いです。いろいろなところで、自然がどうあるべきだとか、こうした方がいいっていう話を日常的に皆さん喋るわけですよね。その時に客観的事実に基づかない言説、噂、思い込み、聞きかじりとか、非常に多いんです。いつまでたっても着地点が見当たらずにすごく混乱しているのが続いている感じがするんですよね。だから、ちゃんと客観的な事実や科学的なデータに基づいた1つのファクトがまずベースにあって、そこから、町の自然をどうしようかっていうところに行かないといけないと思うんです。事実に基づかない政策だとか意見だと、どこにもたどり着かないと思うんですよね。なので、以前から公的なものとして、客観的事実があった方が生産的な議論を生むんじゃないかと思っていましたので、やはり一般的なレッドデータブックの方が、大人向けにも発信していく必要があるのですごく意味があると思います。

【E 委員】（●●●●●●●●●●）

事務局に質問ですが、業者さんに頼む仕様書の中に、普及版とかカードゲームの作成まで含まれるのでしょうか。それとも、13ページのIにある一般的なレッドリストの作成まででしょうか。それによっても随分違うのかなと思ったんですが。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

令和9年度末には成果物としてレッドデータブックを印刷物として納品していただくことを想定しています。また、普及版や例示したようなカードゲームも納品するような仕様書になると思います。最終的には電子データを町に帰属してもらって、必要があれば別の費用で増刷していくようになると思います。

【E 委員】（●●●●●●●●●●）

参考資料の奈良県のものですと、成果物としては報告書10部、抜粋した報告書が委員人数分プラス1部で、あと電子データっていう感じになっていますが、今回は、印刷されたレッドデータブックが何部とか、普及版が何部とか、カードゲームが何部とかっていうと

ころまで含まれるっていうことですね。わかりました。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

印刷物は今のデジタル社会において、昔のように各世帯への配布用に8000部作るとかはやめておこうと思っています。ただ、資料館に置いたり、永久書物として残すものとして、印刷物を作成する必要があると思っています。

【H委員】（●●●●●●●●●●）

副教材を作るか作らないかっていうのは、正直僕はどちらでもいいと思っているんですけど、レッドデータブックを考える業務とゲーム的な要素をやる仕事って割と違う話で、1つのコンサルがこれをやると、どっちかがひどいことになるんだらうなって正直思います。だから、もしこういうことを出すんだったら、その道のプロに出さないとダメでしょうねっていう気はします。もう1つ、今回レッドリストの話をされていると思うので、話がずれるかもしれないと申し訳ないんですけど、どうせそういうことをやるんだったら、ブルーリスト、外来種のリストですね、そういうものも同時にプラス面とマイナス面で考えるっていうことがもし可能であれば、検討されたらどうでしょうねっていうのをと思っています。これは僕の意見として言っておきます。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

環境基本計画策定の時は、請け負ったのは環境系のコンサルでしたが、子供向けのハンドブックは、そこが元請けとなって専門業者を下請けとして連れてきて作成しました。今回のプロポーザルも、まずはレッドデータブック作成を環境系コンサルが請け負うことになると思うんですが、副教材などを絶対にその環境系コンサルが自前で作らなきゃいけないという縛りはかけないです。ブルーリストについては、そういったものを作るのも1つかなと思いますが、

【A委員】（●●●●●●●●●●）、いかがでしょうか。

【A委員】（●●●●●●●●●●）

すぐにできるとかできないとか言えないですけど、やっぱり生物多様性の4つの危機の1つが外来種ですから、後手にならないように早くやらなきゃいけないし、今の町の体制の倍くらいの人員を出していただいて、副町長いらっしゃるので、新規に雇用していただ

くくらのことをしないと、外来種は本当に困っています。で、もしそういうことを並行してできるんだったらいいけど、私はそのブルーリストもとっても大切だと思うんですけど、環境基本計画で地域戦略を作るって明文化されていますので、それとレッドデータブックの作成スケジュールとの兼ね合いをととても気になってて、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

生物多様性の地域戦略は、環境基本計画の中で令和9年度に策定目標を定めていたと思います。地域戦略を定めるための前段になるのがこのレッドデータブックであって、まずは現状調査をしないといけないと思っています。また、ここ数年で生物多様性地域戦略を策定している都道府県は、環境基本計画の中にそれを包含していますので、このレッドデータブックが令和9年度末に完成することを考えると、令和10年度の環境基本計画の中間見直しの中で生物多様性地域戦略を組み込んでいった方がいいのかなと思います。計画や戦略がいくつも乱立するよりも1つにまとめた計画の方がいいと事務局では思っていますので、予定より地域戦略が1年遅れる見込みです。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

いろいろ夢を盛り込んでいくと、本当に2、3年でしっかりしたものができのかなっていう心配はしておりました。まずは、一般的なレッドデータブックを作るとというのが第一で、できれば普及版もあった方がいいというご意見が多いのではないかと思います、別のご意見ありますでしょうか。

【F委員】（●●●●●●●●●●）

普及版との同時並行は難しいと思います。元になるものができてから、それをベースに普及版を作っていかないと同時並行はなかなかハードルが高いと思います。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

私もそう思っておりまして、事務局には引き続き検討いただきたいと思っています。

【F委員】（●●●●●●●●●●）

やはり独自性という点では他にない取組みにはなると思いますので、軽井沢町ならではという言い方はできるかもしれないので、スケジュール感含めて検討ください。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

環境基本計画の時も、環境基本計画本体を作るのと並行して、子供向けハンドブックを作ったら最後苦しかったので、ご意見を参考にさせていただきます。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

そもそもなかなか見つからないものを探し出すことも苦労すると思いますし、それぞれの専門家に入っていただいたとしても、本当に2、3年でどこまでできるかっていうのは課題が多いと思います。やっぱり生き物ですから波があって、この2、3年の調査では本当のことがわかりにくいところもある中で、何らかの基準でカテゴリーも作らなければいけないことを考えると、スケジュール的にはかなり厳しいと思います。

仕様書については、この部会で練っていくんですよね。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

この部会の中で、仕様書についてご意見をいただきたいと思います。次の部会に向けて、事務局側で仕様書案を作りますので、皆様にお示しします。

【F委員】（●●●●●●●●●●）

プロポーザルを考えると、現時点で予算化に向けた検討は進んでいると思いますが、いつ頃まで予算を含めて固めておく必要があって、この部会自体、そこにどの程度コミットしないといけないのか予定感がわかれば教えていただきたいのが1点。それからもう1点は、今日、他の市町村さんのものを参考資料として載せておられますが、長野市さんが抜けているかと思うんですよね。で、実は長野市はレッドデータブックという言い方をしていないんですよ。なぜかと言うと、IUCNの基準に基づいた絶滅危惧度合いをあえて載せてなくて、元々身近にあったけど今いなくなったんじゃないのっていう生き物だけを、定性的でもいいので抜き出して、大切にしたい長野市の自然という形で冊子として作成したんですよね。で、実はここには、生き物だけじゃなくて、地質とか景観とか、それから

生態系や地域も載せていたりして、他の市町村さんと異なる取り組みをされていて、これも1つの市町村版レッドデータブックの作り方かなとも思うので、まだ参考にされていないようだったら、改めて見ていただいたりヒアリングをしていただけると、今後の町版のレッドデータブックをどういうものにしていくかっていう参考にもなるんじゃないかと思うので、ご検討いただければと思います。

【A 委員】（●●●●●●●●●●）

数年前に安曇野市のレッドデータブックを作った方にヒアリングに行ったことがあるんですが、やっぱり直接お伺いするといろいろわかります。もし長野市にヒアリングに行かれる時は、こちらにも声をかけていただいて、都合がつく方は一緒に行っていただくといいんじゃないかなと思います。もし可能でしたら。

【事務局 B】（●●●●●●●●●●）

長野市のレッドデータブックにつきましては、事務局のアンテナの低さから把握できていなかったのも、参考にさせていただきます。その上で、委員の視察については、旅費の支給や事故があった時の問題などがあるので、仮に一緒に行けるようでしたらお声がけをさせていただきますようにします。

【事務局 A】（●●●●●●●●●●）

予算的な話ですけど、昨年いくつかの業者から概算見積もりはいただいています。予算の流れとしては、9月ぐらいに予算前の実施計画の担当課長のヒアリングを受けた上で、理事者査定を受けて、それで実施計画が通った次は予算要求って形になってきますので、数社から概算見積もりを取った中で、ある程度許容の範囲内で、特例的な債務負担を取って、数年間の一括契約の中でプロポーザルをやって、軽井沢町レッドデータブックとして1番良いものを提案した業者を選定していくようになると思います。

【A 委員】（●●●●●●●●●●）

佐久市の図書館に生き物調査の小さなA5版くらいの紙が置いてあって、子供たちや市民がどこの場所で何の生き物を見つけたかっていうのを書き込んで、投票するような仕組みをやっていたんです。難しいレッドデータブックの調査じゃなくて、自分たちが目についた生き物がどこにいたかってことを調べて、それを調査するっ

てことはとても大切な普及活動だと思うので、この調査に絡めて、そういうやり方ができないかなって思うんですけど。そうすると、町民も、急に立派な本ができたんじゃないくて、自分たちが調べたことが役に立ってるんだなっていうことがわかると、受取り方も違うと思うので、ぜひ生き物調査みたいなことをやっていただけたらと思います。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

確かに、いろんなデータや情報を持っていらっしゃる方がいるのに、違うところからこんなの出たのってなると、がっかりする気持ちも出ますし、もったいないことになると思うので、なるべくそういった声も拾えるように、次回以降どうやって皆さんの力を借りながら埋蔵されたデータを含めていくかっていう方法についても話し合っていないといけないと思います。

【A委員】（●●●●●●●●●●）

環境基本計画で自然観察会をするって決まりましたよね。それにも絡められるんじゃないかと思うんです。自然観察会を町民の方や自然が好きな人がやることで、ここに絶滅危惧種のこれがあって、これを守りたいっていう実物を見るってことはとっても大切だと思うんです。いくら専門の人を他所から雇って調べても、「そんなことは俺たちとは関係ないよ」っていう人の方が多いので、そうじゃなくて、できれば子供たちや心ある大人たちにぜひ観察会をどんどんやって、環境基本計画にあった事柄ですから、それと絶滅危惧種は関係あるんだよっていう、そういう切り口でやっていただけたらと思います。

【部会長】（●●●●●●●●●●）

では、最後に事務局から何かありますでしょうか。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

先ほど今後のスケジュールをお示しさせていただきましたが、今後の検討部会等の開催日程につきましては、後日、皆様のご都合をお聞きしまして調整とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。また、次回以降、事務局と委員の皆様との開催日程のご連絡や会議資料の提供については、D Xの推進や環境的配慮から電子メール等で行わせていただきたいと思いますと考えております。

ただ、そうした環境が整っていない方や、会議資料だけは紙ベースで欲しいという方もいらっしゃるかと思いますので、開催日程のご都合を伺わせていただくときに合わせまして、電子メールのみでいいか、あるいは、資料は郵送でも送ってほしいというような、ご希望の確認をさせていただきたいと思いますので、お願いいたします。

【部会長】（●●●●●●●●）

ありがとうございました。優柔不断で至りませんでしたけれども、次回以降の宿題も具体的になってきたと思います。ありがとうございました。

では、事務局へお返しします。

## 7. 閉 会

【事務局A】（●●●●●●●●）

部会長、大変長時間に渡りまして議事進行ありがとうございました。自然観察会ですけど、野杜の匠が大変好評で、54人の方に応募いただきました。そこで育った方が次の地域の自然のリーダーになっていくことを毎年毎年やって広げていけば、レッドデータブックのためにも助けになる人材が生まれてくると思います。あと、子供向けの自然観察会は全然集まらなくて、学校にもPRしたんですが、なかなか子供を巻き込むのは大変だなと思いました。来年以降いろいろ考えたいと思っております。

本日、皆様からいろんなご意見いただきまして、大変ありがとうございました。皆様がいれば、軽井沢町独自の素晴らしいレッドデータブックができると思っております。本日は大変ありがとうございました。

以上